

字の区域の変更について

下記のとおり字の区域を変更することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、市議会の議決を求める。

この効力の発生は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第179条の規定により、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条において準用する同法第54条第4項の規定による換地処分公告があった日の翌日から生ずる。

令和8年9月1日 提出

周南市長 藤 井 律 子

記

処 分 後		処 分 前			
大字名	字 名	大字名	字 名	地 番	地 目
長穂	別分	長穂	中屋	1939の2の一部	田
〃	〃	〃	〃	1939の3の一部	〃
〃	〃	〃	〃	1940の一部	宅地
〃	〃	〃	住の元	2078の9	田
〃	〃	〃	〃	2097の1	〃
〃	〃	〃	〃	2097の2	〃
〃	〃	〃	〃	2098	〃
〃	〃	〃	森ヶ埦	2108の2	〃
〃	桧谷口	〃	長通	2671の1	〃
〃	〃	〃	〃	2672の2の一部	公衆用道路
〃	別分	〃	〃	2855の2の一部	用悪水路
〃	〃	〃	〃	2855の3の一部	田

処 分 後		処 分 前			
大字名	字 名	大字名	字 名	地 番	地 目
長穂	別分	長穂	長通	2 8 5 6 の一部	田
〃	〃	〃	〃	2 8 5 7 の一部	〃
〃	〃	〃	〃	2 8 5 8 の 1 の一部	〃
〃	〃	〃	〃	2 8 5 8 の 2 の一部	〃
〃	〃	〃	〃	2 8 5 9 の一部	〃
〃	〃	〃	〃	2 8 6 0 の 1 の一部	〃
〃	〃	〃	〃	2 8 6 0 の 2 の一部	〃
〃	〃	〃	〃	2 8 6 0 の 3 の一部	〃
〃	〃	〃	〃	2 8 6 1 の 3 の一部	〃
〃	〃	〃	〃	2 8 6 2 の 1 の一部	〃
〃	桧谷口	〃	〃	2 8 6 3 の 2 の一部	公衆用道路
〃	別分	〃	〃	2 8 6 3 の 2 の一部	〃
〃	桧谷口	〃	〃	2 8 6 3 の 3 の一部	用悪水路
〃	別分	〃	〃	2 8 6 3 の 3 の一部	〃
〃	中屋	〃	別分	2 8 6 5 の 5 の一部	公衆用道路
〃	〃	〃	〃	2 8 7 0 の 1 の一部	田
〃	長通	〃	〃	2 8 7 1 の 3 の一部	公衆用道路

処分前の土地に接する市有地である道路及び水路を併せて変更する。

(参 考)

位 置 図



